

令和8年度宮崎県地域日本語教育体制整備事業（オンライン日本語講座）業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

令和8年度宮崎県地域日本語教育体制整備事業（オンライン日本語講座）業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

令和8年度宮崎県地域日本語教育体制整備事業（オンライン日本語講座）業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

2,686,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

5 参加資格要件

- (1) 宮崎県に本店を置く者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和8年4月17日（金） |
| (2) 企画提案競技質問書の受付期限 | 令和8年4月23日（木）午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出期限 | 令和8年4月24日（金）午後5時 |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年5月13日（水）午後5時 |
| (5) 審査会（プレゼンテーション審査） | 令和8年5月18日（月） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年5月22日（金）までに |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問等

本企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（様式第1号）を提出すること。

① 提出先

下記11を参照

② 提出期限

令和8年4月23日（木）午後5時

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者に電話連絡すること。）

④ 回答

質問者に対して、質問受付日から原則3日以内（土日祝を除く。）に回答するものとする。

また、軽微なものを除き、質問に対する回答は、企画提案競技参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(2) 参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式第2号）を提出すること。

① 提出先

下記11を参照

② 提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者に電話連絡すること。）

(3) 企画提案書等の提出

① 企画提案書の内容

- ・ 業務実施体制、担当講師の配置見込み及び関連業務の実績について記載すること。
- ・ 各コースの具体的な設定、カリキュラム及び受講継続の支援について記載すること。
- ・ その他、本事業の目的達成のため、オンライン日本語講座の実施にあたって有益な提案があれば記載すること。

- ・ 企画提案は、1案のみとする。

② 提出書類

ア 企画提案書（原本1部、写し4部）

書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書及び見積明細書（原本1部、写し4部）

- ・ 積算内容が分かるように記載すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。

ウ 誓約書（様式第3号）（原本1部）

エ 使用印鑑届出書（様式第4号）（原本1部）

オ 代理人を選定した場合、委任状（様式第5号）（原本1部）

③ 提出先

下記11を参照

④ 提出期限

令和8年5月13日（水）午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

- ・ 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。
- ・ 企画提案書等の作成にあたり、県から資料の貸与は行わない。
- ・ 提出後における企画提案書等の再提出、差し替えは認めない。
- ・ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ・ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- ・ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
なお、企画提案書の作成に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

（4）審査

プレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

① 審査会

ア 日 時：令和8年5月18日（月）（予定）

場 所：宮崎県庁内

※具体的な日時及び場所は、別途通知する。

※プレゼンテーションは、原則として企画提案書等の受付順とする。

イ 説明時間等

説明時間：15分以内

質 疑：10分以内

入替時間：5分以内

② 審査基準

別紙「審査基準」のとおり。

③ 選定方法

全てのプレゼンテーション終了後、県が定める審査委員会において提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

④ 審査結果の通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらず、プレゼンテーション審査に参加した全ての者に対し、令和8年5月22日（金）までに書面で通知する。

なお、審査結果に対する質疑や異議には応じないものとする。

(5) 当手続中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

② 企画提案書等を期限までに提出しないとき

③ 企画提案書等の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

⑤ 企画提案の内容が契約上限額を超えているとき

⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(6) (5) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 その他

(1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。

(2) 企画提案及び契約手続に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。

11 書類提出及び問合せ先

(1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

(2) 担 当 宮崎県 商工観光労働部 観光経済交流局 国際・経済交流課
国際企画・旅券担当（担当 久保田）

(3) 連絡先 電 話 0985-24-1132

メール kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp